

国連気候変動枠組条約第 11 回締約国会議 (COP11) 京都議定書第 1 回締約国会合 (COP/MOP1) 参加報告

地球環境ユニット 田中加奈子* 山下ゆかり**
伊藤 葉子* 広野 正純***

1. はじめに

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 11 回締約国会議 (COP11) と京都議定書第 1 回締約国会議 (COP/MOP1) および第 23 回補助機関会合 (SB23) がカナダのモントリオールで同時開催された。2 月に京都議定書が発効した後の最初の UNFCCC 締約国による会議 (COP) であるとともに、京都議定書に参加している国の初の会議 (COP/MOP1) であった。特に後者の意味合いは大きく、実際に京都議定書が始動するキックオフミーティングであったことから注目を集め、政府関係者やオブザーバー (NGO、NPO など) 等の参加者数は過去数年の COP と比べて最大級であった。

今会合の議長を務めるカナダのディオン環境大臣は、会議の冒頭、会合で目指すべき成果として 3 つの “I” を提唱した。これは、Implementation = 京都議定書の「実施」、Improvement = 京都議定書の「改善」、Innovation = 京都議定書の第 1 約束期間が終了した後の将来枠組み構築に向けた「創造」を指しており、これらの “I” はいくつかの決定という形で達成されたといえる。「実施」については、京都メカニズムの運用則を定めたマラケシュ合意の採択が挙げられ、今会合の主要な成果の 1 つであった。ここには京都メカニズム (クリーン開発メカニズム (CDM)¹、共同実施 (JI)²、排出量取引) に関するルール、吸収源に関する算定ルールなどが含まれており、これによって京都議定書の運用ルールが確立した。

「改善」については、CDM プロジェクトによる削減クレジット (CER) 創出の促進を目指したいくつかの決定がなされた。プロジェクトを審査する理事会の機能面、資金面の強化等が合意された他、CDM の認定基準の緩和や小規模 CDM の見直し等が CDM 理事会に要請された。改善内容の具体的な検討は、今後 CDM 理事会とその下部組織で行われることとなっている。

将来枠組みに関する「創造」は、特に参加者の最大の関心事であり、議論が最後まで紛糾した議題であった。結果として、2006 年 5 月より、新たな作業部会を設けて第一約束期間 (2012 年まで) 以降の削減約束に関する検討を開始することになった。また、米国や主要途上国を含む全ての UNFCCC 締約国が参加する「長期的協力のための行動の対話」を開始することに合意した。

次回の締約国会議 (第 12 回 COP、第 2 回 COP/MOP) は、2006 年 11 月 6 日から 17 日に開催予定である。既にケニアが開催地として立候補しているが、正式な決定は 2006 年 2 月頃となる予定である。

* 地球温暖化政策グループ研究員

** 地球環境ユニット総括

*** 地球温暖化政策グループ主任研究員

¹ Clean Development Mechanism として京都議定書第 12 条に規定。京都議定書の附属書 国 (温室効果ガス排出の数値目標を持つ先進国 (市場経済移行国を含む)) が非附属書 国において温室効果ガスの排出削減プロジェクトを実施し、排出削減クレジットを取得する仕組み。

² Joint Implementation として京都議定書第 6 条に規定。附属書 国同士が協力して排出削減・吸収源増大プロジェクトを実施する仕組み。ホスト国、投資国共に先進国であるため、附属書 国全体の排出枠の総量は変わらないことが特徴。

2. 会議の概要

2005 年 11 月 28 日から 12 月 9 日にかけて、カナダ、モントリオール市の Palais des Congres de Montreal 会議場において、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 11 回締約国会議 (COP11) と京都議定書第 1 回締約国会議 (COP/MOP1) および、第 23 回補助機関会合 (SB23)³ が開催された。また、これに先立ち、第 22 回 CDM 理事会が 11 月 21 日～25 日に (非公式会合含む) 開かれた⁴。事務局による参加登録者数は 9,500 人あまりとなり、前年の COP10 に比べ 1.6 倍であった。

会議前半では、歓迎式典に続き COP11、COP/MOP1、SB の開会式、全体会合が行われ、今回の会議における議題が確認された。詳細な検討が必要な議題についてはコンタクトグループが結成され、会議半ばの非公式協議期間に話し合われた。また、会議後半では閣僚級会合が開催された。

3. COP、COP/MOP 会合内容

会議の冒頭に、今回の COP 及び COP/MOP 会合で目指すべき成果として 3 項目 (3 つの “I”) がディオン議長から提唱された：

Implementation：京都議定書の「実施」

Improvement：京都議定書の「改善」

Innovation：将来枠組み構築に向けた「創造」

最初の「実施 (Implementation)」はマラケシュ合意⁵の採択による京都メカニズムのルール確立、2 番目の「改善 (Improvement)」は CDM の認定基準の緩和などによる京都議定書の改善、そして 3 番目の「創造 (Innovation)」は地球温暖化ガス排出量の多い米国や主要途上国を含むより実効性のある将来枠組みに向けた合意、を指しており、これら 3 つの “I” を目指すことを今回会合の目標として掲げた。以下に、この項目に沿って会合の内容を整理する。

3.1 京都議定書の実施 (Implementation)

今回会合では COP で 14、COP/MOP で 30 以上の決議書が採択された。このうち、京都メカニズムの運用則を定めたマラケシュ合意の採択は、今回会合の主要な成果の 1 つであり、これによって京都議定書の運用ルールが確立した。決定には、森林等の吸収源に関する算定ルールや京都メカニズム (CDM、JI、排出量取引) に関するルール、そして京都議定書に基づく排出・吸収量の算定、審査等に関するルールなどが含まれている。

また、マラケシュ合意のうち、京都議定書の数値目標に関する不遵守の措置⁶に関する手続きや遵守委員会に関する事項等が「法的拘束力を持たない」形で決定され、締約国による京都議定書目標の遵守に関する監督機関である遵守委員会 (促進部と執行部の 2 部制) を設立し、委員及び委員代理が選出された。我が国からは、浜中裕徳慶応大学教授が促進部の常任委員として選出された。

JI についても、監督委員会 (Supervisory Committee, JISC) を設置し、委員および委員代理を選出した。我が国からは、工藤拓毅 (財) 日本エネルギー経済研究所地球環境ユニッ

³ 実施に関する補助機関(SBI)及び科学的、技術的な助言に関する補助機関 (SBSTA) で構成される。

⁴ 詳細は、伊藤葉子「第 22 回 CDM 理事会報告」を参照されたい。

(<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1206.pdf>)

⁵ 京都議定書の運用ルールを定めた法文書。2001 年 COP 7 (開催地：モロッコ・マラケシュ) において採択された。

⁶ 排出超過分の 1.3 倍の次期約束期間の割当量からの差引、次期約束期間における遵守確保のための行動計画の策定、排出量取引による移転の禁止。

⁷ 遵守委員会(20 名)は、資金・技術的支援を通じて履行を促す促進部(10 名)と、不遵守及びそれに対する措置を決定する執行部 (10 名、履行強制部と訳される場合もある)から構成される。

ト総括・マネージャーが委員代理⁸として選出された。これにより、先進国間の取り組みである JI が、本格的に始動することとなった。

その他の分野では、途上国の適応策に関する作業プログラム⁹の策定、途上国への技術移転、補助機関会合（SB25）における技術開発・普及・移転についてのシニアレベル円卓協議の開催決定、炭素隔離・貯留技術についてさらなる分析を行うことの合意、などの決議書が採択された。

3.2 京都議定書の改善 (Improvement)

第2の「I」(「改善」)については、CDM の運営に関する議論がその焦点となった。

(1) CDM の現状とステークホルダーからの改革要求

CDM の運営に関する実績等について、COP/MOP1 総会において CDM 理事会議長 (Sushma Gera 女史)より報告が行われた。CDM 理事会は、CDM の政策面、体制面、技術面における様々な横断的課題等の数多くの懸案事項を処理しつつ、プロジェクト実施の手順を示す方法論の策定、プロジェクトの審査、登録、CER の発行等、CDM の実質的運営を行ってきた。CDM プロジェクトの登録件数は2005年に入り増大し、2005年12月26日現在においては57件となっており、これらのプロジェクトにより2000年から2012年までに創出が見込まれる削減クレジット量は、年間およそ2,209万t-CO₂となっている。このうち、N₂Oの破壊及びHFC23の破壊による削減クレジットが大半(およそ78%)を占め、省エネルギー等によるCO₂排出削減プロジェクトの登録は遅れている。

各国政府および産業界、環境保護団体の代表者は、CDM プロジェクト登録の現状と、CDM 理事会議長による報告をふまえ、CDM 運営に関しての要求事項についてそれぞれ発言を行った。日本政府からは、COP10において合意された3つの部門(運輸、省エネルギー、地域暖房)のプロジェクト形成が不十分であるとの見方から、それらの部門のプロジェクト促進を強化すること、汎用性の広い統合的な方法論を策定し、個別方法論の審査にかかる作業節減をすることで審査プロセスの効率化を図ること、外部専門家の活用を拡大し、制度全体の効率化を図ること、等の提案がなされた。他の参加国政府からも、同様に CDM 運営の効率化を求める発言があった。現在 CDM プロジェクトの実施に至っていない途上国、とりわけアフリカ地域の政府代表は、これらの国が参加しにくい現状を招いている原因について批判するとともに、小規模 CDM の扱いの見直しや、キャパシティ・ビルディングの促進等を要請した。他方、CDM の主要ホスト国となっているブラジル政府からは、現状の CDM の枠組を概ね支持する考え方も示された。

産業界代表として参加した国際排出量取引協会(IETA)からは、現状の CDM におけるボトルネックを解消するとともに、CDM の将来的な位置づけについて、将来枠組みの策定について迅速な対応に基づく長期的シグナルを求めるとする発言があった。

(2) CDM 改革

上述のように、現状の CDM 運営のあり方について多くの改善要求が出されていることを受けて、COP/MOP1 会合では「CDM に関連する更なるガイダンス(Further guidance relating to clean development mechanism)」の採択が行われた。これは、今後の CDM 運営に関する指針を示す公式文書で、CDM 理事会に向けて課題の検討を指示したものである。以下に、当該ガイダンスの主な内容を示す：

⁸ 共同実施(JI)の第6条監督委員会は京都議定書締約国から10名の委員(附属書 国から6名(うち経済移行国3名)、非附属書 国から4名)で構成され、各委員に委員代理が置かれる。

⁹ 2004年COP10において採択された「適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画」に基づいた、適応に関する5ヵ年作業計画に基づいた具体的な取り組み。

a. 重要部門のプロジェクトの承認促進等

省エネルギーや運輸部門等、途上国における地球温暖化対策を促進する上で重要となる部門のプロジェクト促進を目指し、小規模 CDM に関する現行規定の見直し、追加性立証の柔軟性拡大、そして政府プログラムを CDM プロジェクトとして認める考え方等が示された。これらについては、今後 CDM 理事会にて具体的な検討を行うこととなる。また、締約国による国際的協調等を通じ、これら部門のプロジェクトを促進するための具体的な方法論を考案するイニシアティブを推奨することが合意された。こうした取り組みのひとつとして、日本政府はこれまでに「Future CDM」と題した国際的イニシアティブを提唱・実施している。ここでは、省エネルギー、運輸部門等の方法論の考案や、セクターアプローチ等の検討の今後の進捗が期待されている。

b. CDM 運営体制の強化等

CDM 運営の効率化を目指し、CDM 理事会および事務局の組織強化を行うとし、締約国による資金提供についても具体的な合意が得られた。また、CDM 理事会は、下部組織であるパネルやワーキング・グループ、指定運営組織(DOE)、そして事務局の執行・監督機関としての役割を担うことについて改めて明記されることになった。これは、CDM 理事会のメンバーが、方法論やプロジェクト等の個別案件についての詳細議論に関与してきたために作業負担が過大となり、検討プロセスの非効率を招いているとの問題意識を受けたものと考えられる。

また、CDM 理事会と DNA(指定国家機関、Designated National Authority)が参加する DNA フォーラムを開催することが合意された。このフォーラムでは、CDM の実施が進んでいない途上国でのキャパシティ・ビルディング等について、定期的な情報交換が行われる。

c. その他

CDM 運営経費を得るための納付金(Share of Proceeds, SOP)や、早期実施プロジェクトの遡及クレジットに関する取扱等に関し、決定が行われた。SOP については、小規模プロジェクトの納付額が CDM 理事会にて採択されたものから減額され、小規模プロジェクトの負担を軽減する内容となっている。また、早期実施プロジェクトについては、遡及クレジットの取得申請を行う期限の実質的緩和が合意された(2005 年末とする期限そのものの設定は変更されず、期限までに求められるプロジェクトの進行段階についての規定を緩和)。これにより、早期実施プロジェクトとしての申請件数が増え、遡及クレジットの供給増加につながることが予想される。

他方、炭素隔離・貯留(Carbon Capture & Storage, CCS)技術を用いたプロジェクトの扱いや、HFC23 回収・破壊に関する問題については CDM 理事会より COP/MOP のガイダンスが求められていたが、今次会合では具体的ガイダンスは示されず、次回 COP/MOP を目途とする検討プロセスが合意された。CCS については、CDM 理事会においても具体的な方法論の検討を開始することが要請されたが、方法論を策定する指示は示されなかったために、CCS プロジェクトが CDM 活動として認められる可能性や可能となるタイミング等是不透明なままとなっている。

なお、CDM プロジェクトから発行される CER の移転等を行うレジストリ(登録簿)システムについては、別途ガイダンスが採択され、国際取引ログ(International Transaction Log, ITL)を 2006 年中に設置し、2007 年 4 月までに他のレジストリシステムの ITL への接続を可能とすることとされた。具体的には、EU における排出量取引制度下でのレジストリシステムと ITL との接続が見込まれ、これが実現すれば、EU 排出量取引制度対象事業者が当該制度に課された目標達成に CER を活用することが可能となる。

3.3 将来枠組みの創造(Innovation)

3 番目の「I」は、京都議定書の第 1 約束期間が終了した後の地球温暖化対策の国際的な枠組みについて「創造」することである。今回会合では、最終日が翌日早朝まで延長されたが、争点はこの 3 番目の将来枠組みの「創造」にあった。

2013 年以降に関しては、京都議定書の見直しに係る 2 つのプロセスと、気候変動枠組条約(UNFCCC)の見直しに係るプロセスの計 3 つのプロセスを並行して実施することが合

意された。

(1) 2013 年以降の先進国 (京都議定書批准国) の取り組み (京都議定書プロセス)

京都議定書において数値目標を有する締約国 (付属書 B 国) に関して、京都議定書の規定 (3 条 9 項) に則してさらなる削減約束に関する検討を開始することが合意された。また、その検討にあたっては、第 1 約束期間と第 2 約束期間の空白を生じないようなタイミングで出来るだけ速やかに結論を出すことを目指すこと等が合意された。具体的には新たな作業部会を設け、2006 年 5 月の補助機関会合 (SB) と並行して第 1 回会合を開催し、検討を開始することとなっている。

(2) 議定書の見直し (京都議定書プロセス)

議定書第 9 条に基づく気候変動枠組条約の見直しと連動した京都議定書の見直しを、条項に基づいて COP/MOP2 で行うための作業の準備を開始することが合意された。具体的には、検討準備として 2006 年 9 月までに各国からの意見提出が求められている。

(3) 全ての国の参加による対話の開始 (気候変動枠組条約プロセス)

議長国カナダのイニシアティブと各国の協力により、将来の課題について米国や主要途上国を含む全ての条約 (UNFCCC) 締約国が参加する「長期的協力のための行動の対話」の開始を、COP 決定 (議長提案) として合意された。

具体的には、京都議定書を批准していない米国や削減義務のない途上国を含めた全ての国が参加して、経験の交換、戦略的アプローチの開発、および分析のための対話を行うこと、また、COP の指揮の下で先進国 1 名、途上国 1 名の共同議長による最大 4 回のワークショップの開催を行うこと、対話の結果を COP12 (2006 年)、COP13 (2007 年) に報告すること、2006 年 4 月 15 日までに各国の考えを提出して対話を開始することなど、具体的作業手順とプロセスが合意された。なお、この対話は「いかなる数値目標を交渉する場ではない」ことが明言されており、将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、マンデートなどの予断を持たずに開催されることとされている。

4 . その他事項

4 . 1 閣僚級会議

各国の閣僚や政府高官による声明の公表の場である閣僚級会合が第 2 週の後半に開かれ、国際機関等からの代表者も含めて 120 を越える発表があった。内容は各国の主張、成果を表明、報告するものである。

先進国が京都議定書の目標達成への努力をアピールすると共に、より広い参加を呼びかけた一方で、途上国は温暖化の影響の深刻さを訴え、さらなる技術協力、資金援助の重要性を主張し、先進国が温室効果ガス排出削減目標を完全に達成することを要請した。議長国であるカナダは、マーティン首相が先進国に責任を果たすことを呼びかけるとともに、地球規模の課題へのより一層の取り組み強化を訴えた他、外相も京都議定書プロセスや条約プロセス等の複数のプロセスでの国際協調の必要性を主張した。シラク大統領はビデオによる参加で、二国間や地域協力では不十分であり、UNFCCC のもとでの国際協調が必要であることを訴えた。日本からは小池環境相が京都議定書は長い道のりの始まりに過ぎず、これから全ての国が行動する実効性のある将来枠組みの構築が必要であると述べた。ノルウェーは、将来枠組みを 2008 年までに構築すべきだと述べた。ロシアは、自主的排出削減による約束履行が必要だと訴えた。また南アフリカは、京都議定書の強化と途上国支援による 2 トラックアプローチを主張した。

会議最終日 (12 月 9 日) の昼休みに開催されたモントリオール市主催のサイドイベント

には、クリントン元米大統領が参加した。元大統領は、ブッシュ政権の地球環境問題関連政策を批判した上で、クリーンエネルギーや省エネルギー等技術の有効性を支持し、雇用・ビジネス機会の創出によって経済にプラスの効果を与える可能性を指摘した。

4.2 サイドイベント

会期中、政府交渉と並行してサイドイベントが会場内外で連日開催された。UNFCCC に登録した公式イベント 157 件の他に、EU (60 件) や IETA (国際排出量取引協会: 35 件) も独自に開催し、合計で約 270 件のサイドイベントが開催された。

テーマ別では、CDM 関連が 38 件 (公式 23 件、EU5 件、IETA10 件) で最も多く、関係者がこれまでの経験に基づき、現状の課題と更なる推進へ向けた改善策に関して熱心な議論を行った。また、排出量取引に関しては、本年開始された EUETS (欧州排出量取引) に関するものを中心に 16 件 (公式 4 件、EU6 件、IETA6 件) のサイドイベントが開催された。

また、排出削減に関しては、原子力、再生可能エネルギー、エネルギー効率向上、炭素隔離等に焦点を当てたサイドイベントも開催された。

その他、2012 年以降の枠組みや長期的な政策を議論するものが 14 件 (公式 12 件、IETA2 件) 開催され、参加者からは長期的な確実性、将来の枠組みへの可能な限りの幅広い参加や温室効果ガス排出に対する明確な価格シグナルの重要性が指摘された。また、気候変動の影響や適応に関するものが 13 件 (公式 10 件、EU3 件) 開催され、資金の問題等が議論された。

各国独自の取り組みに関するサイドイベントは、日本、英国 (G8 議長国)、米国、カナダ等を始めとして 48 件 (公式 31 件、EU16 件、IETA1 件) 開催され、特定の国及び地域の温室効果ガス削減の取り組み紹介と今後の課題に関する議論が繰り広げられた。

このように、サイドイベントのテーマは様々であったが、多くのイベントで、気候変動の緩和活動のための世界的なフレームワークには、全ての関係者の参加、費用対効果、柔軟性、公平性、透明性、長期的な確実性、が重要な課題として参加者から共通に示されていたことが注目された。

5. おわりに

5.1 CDMに関する展望

COP/MOP1 会合においてマラケシュ合意に基づく CDM の運用ルールの確定と CDM の改善に関して議論が行われ、今後の改革の方向性が示された。これらは CDM のインフラ整備を進め、削減クレジットの創出を促進するものと考えられる。ただし、CDM 改革の具体的な内容及びその成否は、今後 CDM 理事会とその下部組織での検討に委ねられる。

また、COP11 会合全体の中では、2013 年以降の取り組み (ポスト京都) に関する議論が最重要課題として議論された。当然ながら、CDM の今後のあり方は、ポスト京都における温室効果ガスの排出削減の数値目標、およびどの国が削減義務を負うことになるのかといった将来枠組の問題に大きく左右されることになる。COP/MOP1 では、次期枠組の検討に関する文書が採択され、本件について検討を行う作業部会を設置し、2006 年 5 月の補助機関会合 (SBSTA) を第 1 回会合とすることとされた。ここでは、「第 1 約束期間から第 2 約束期間へ空白期間を持たせないこと」とされているが、CDM 促進の観点からは、2013 年以降の CER の価値についての肯定的なシグナルと考えることもできる。また、COP11 にて採択された文書においては、将来枠組への「対話」を開始するとされた。しかしながら、その拘束力については強い留保条件が付されている。このため、省エネルギー等、設備投資が大きい CDM プロジェクトへの投資インセンティブは形成されず、CDM プロジェクトから創出される CER の価値の長期的展望を与えることにならなかったことから不確実性が高い状況が続くとの見方もある。

今次 COP/MOP 会合やサイドイベントでは、CDM に対する関心の高さや、理論レベル、

実務レベルにおいて知見が蓄積されつつあることが観察された。現状の京都議定書の枠組下での取り組みとは別に、わが国主導の「Future CDM」等のように、将来の取り組みについての検討を進めて行こうとする動きも形成されている。また、今次 COP/MOP にて JISC の設置が決まり、今後は CDM と JI の取り組みの間で、相互作用が生じることが考えられる。今後、京都議定書の枠組内外で平行して行われる取り組み間の有効なフィードバックの仕組みを確保しつつ、よりよい制度の構築に向け、建設的な検討が行われることを期待したい。

5.2 会議の結果から得られる示唆と今後の展望

今後注目すべき重要な議題は、以下が考えられる。2013 年以降の取り決めに関しては、京都議定書数値目標の見直し¹⁰（3 条 9 項）に関して公式作業部会（SB24、2006 年 5 月）における議論、議定書の見直し（9 条）に関する議論（2006 年 9 月までに各国からの意見書提出）そして UNFCCC 締結国による「長期的協力に関する対話」における議論、などが挙げられる。

京都メカニズムのうち JI 監督委員会が設置されたことで本格始動するが、その実施状況やトラック¹¹ 国の認定状況が注目される。また、CDM についても手続きの簡素化や理事会への資金・組織強化が図られたことで、今後一年間の活動状況が注目されることである。この他、附属書 国の直近までの排出・吸収量目録等を記録した国別報告書の提出（提出期限：2007 年 1 月 1 日）も初期割当量の確立と京都メカニズム参加に必要な手順であり、我が国を含む締約各国は期限までの提出を目指している。

今回の結果を前進ととらえるか停滞ととらえるかは、意見が分かれるところである。京都議定書 3 条 9 項に基づいた京都議定書締約国への将来の削減約束に関する検討開始に関する決定については、5.1 で述べたように気候変動の国際的な動きが 2013 年以降も継続されるという保証がされたとも見ることができ、京都メカニズムの活用という点では歓迎される結果である。その一方で、2013 年以降も「京都型＝数値目標ありの一部先進国参加型」のプロセスが何らかの続く可能性を示唆するとみるならば、京都議定書の問題点解消を望む側にとっては問題が多いといえよう。また、UNFCCC 締約国が参加する「長期的協力のための行動の対話」については、米国や豪州、あるいは途上国の参加の道を「対話」という形で残すことが出来たことを評価する見方もあるし、あるいは、あくまで拘束力のない「対話」であり、新たな交渉の場を確立できなかった事を米・豪に大きく譲った形の妥協であったとする見方もあるだろう。このことにより、中・長期的には未だに不確実な要素が高く、CDM のみならず長期的投資が必要な温暖化対策は鈍化する可能性もある。

このように、本会合の成果であった「Implementation」のマラケシュ合意の採択により、京都メカニズムの利用がより現実的になったこと、そして、「Improvement」としての CDM の改善は喜ばしいことと評価されるむきもあるが、実際には、将来についての「Innovation」は先送りにした課題が多く、地球温暖化防止に向けて具体的な道筋が明確になったと評価できるわけではない。全体としては霧の中の状態であり、まさに始まったばかり、という感がある。

昨今、気候変動問題に貢献するもので、より広い視野から二国間あるいは多国間の様々なパートナーシップが立ち上がっている。例えば、本年結成されたクリーン開発と気候に

¹⁰ ロシアが強く主張している京都議定書に参加していない国々の自主的参加に関する議論も次回 COP/MOP に先送りとなっている。

¹¹ 京都メカニズム参加資格を有し、投資国とホスト国の二国間協議で行う方法をトラック I という。また、トラック II として、排出枠（ERU）の発行に CDM と類似した手順が必要となり、第三者機関が関与するものもある。これは、トラック II 要件のうち一部しか京都メカニズム参加資格要件を満たさない附属書 国に摘要され、遵守委員会の参加資格審査でトラック II への移行が可能となる。

関するアジア太平洋パートナーシップ¹²、同じく本年 7 月に開催された開催の G8 サミットにおけるグレンイーグルス行動計画¹³、さらには中国と欧州の技術協力等である。これらの動きは、UNFCCC と並行した別のプロセスではあるものの、気候変動の緩和策に関わることを内容が密接に関係しており、今後の動向が注目される。特にこれらはよりエネルギーや技術の役割に着目するなど、京都議定書よりも更に視野を広くとっている（例えば地域環境問題やエネルギー安全保障問題）ことから、持続可能な発展に資する Win-Win 方策にもつながりやすく、開発途上国も含めた関係国の合意が得られやすい可能性もある。そのため、今後は、COP や COP/MOP の動向に加えて、これらの国際的な協調行動の行方に注目する必要がある。特筆すべきは、日本は UNFCCC、さらに京都議定書にも、複数の鍵となるパートナーシップにも参加している唯一の先進国であるという点である。この立場をどのように生かすか、それが、将来枠組みが固まっていくこれから数年間の日本の課題である。

お問合せ先: report@tky.ieej.or.jp

¹² Asia-Pacific Partnership for Clean Development and Climate. 米国が提唱し 2005 年 8 月に発表されたものである。目標はクリーンで効率的な技術の開発・普及を通じた環境汚染、エネルギー安全保障、気候変動問題への対処である。参加国は 6 カ国（米国、豪州、日本、韓国、インド、中国）。これらの国々で世界の地球温暖化ガス排出量と人口の約 5 割程度を占める。今回の COP 開催中に第一回の外務・エネルギー・環境閣僚級会合を 2006 年 1 月 11-12 日にシドニーで開催することが豪州から発表された。京都議定書を補完するパートナーシップとして位置づけられ、内容が注目されている。

¹³ 英国が議長国を勤めたグレンイーグルスにおける 2005 年 7 月の先進国サミット（G8）で「気候変動、クリーンエネルギー、持続可能な開発に関する対話」が開催された。この対話への参加国は G8 参加国を含めた 20 カ国・機関（G8 参加国、豪州、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、ナイジェリア、ポーランド、南アフリカ、韓国、スペイン、EC）である。そこで同時に発表されたのが「グレンイーグルス行動計画」であり、省エネルギー、クリーンエネルギー技術開発・協力とネットワーク構築、途上国の省エネルギー投資への資金提供等を中心に具体的で幅広い分野の行動計画を提している。国際エネルギー機関（IEA）と世界銀行がタスクを課されており、既に作業を開始している。対話と行動計画の最終成果は日本が議長国を勤める 2008 年の先進国サミット（G8）に報告されることになっているが、2006 年はロシアが議長国を勤める先進国サミットに中間報告がなされる予定である。